

令和3年9月9日

まん延防止等重点措置の実施に係る営業時間短縮要請等について

本県の新型コロナウイルスの感染状況につきましては、8月20日からのまん延防止等重点措置の適用を受け、不要不急の外出自粛や、飲食店に対する営業時間短縮等を要請した結果、1日の新規感染者数が100人を下回る水準となるなど、感染防止対策の一定の効果が現れ始めておりますが、重症者の病床使用率は減少せず、依然として医療提供体制は逼迫しており、また、9月下旬のシルバーウィークを迎えるにあたり、感染再拡大のおそれがあります。

こうした状況を踏まえ、政府の新型コロナウイルス感染症対策本部において、本県に対するまん延防止等重点措置の延長が決定されたところです。

これを受け、県の対策本部会議において下記のとおり営業時間の短縮等を要請することとしました。

併せて、要請に応じていただいた飲食店・大規模集客施設のうち、要件を満たしている店舗等については、売上高等に応じて、協力金を支給します。

鹿児島県知事 塩田康一

記

I 飲食店への要請

1 営業時間短縮の要請期間等

要請期間	令和3年9月13日(月)0時から9月30日(木)24時まで	
区域	措置区域(鹿児島市)	措置区域以外の全ての市町村
要請内容	<ul style="list-style-type: none"> ・営業時間を5時から20時までの間とすること。(もとの営業時間が、5時から20時までの間である飲食店は対象外) ・酒類の提供は行わないこと。 ・飲食を主として業としている店舗(スナック、カラオケ喫茶等)においては、カラオケを行う設備を提供している場合、当該設備の利用を自粛すること。(カラオケボックスは対象外) ・第三者認証店においても、営業時間の短縮をお願いします。 	<ul style="list-style-type: none"> ・営業時間を5時から20時までの間とする。(もとの営業時間が5時から20時までの間である店舗は対象外) ・酒類の提供は、11時から19時までとする。 ・第三者認証店においては、営業時間短縮要請に応じる、あるいは通常営業を選択できる。

※ 期間中は、店頭に時短を実施することを張り紙・ポスターで掲示すること。
(張り紙例は後日ホームページ等で公開予定)。

2 営業時間短縮の要請及び協力金の対象となる施設

対象施設の要件	
時短要請	時短要請の時点（令和3年9月9日）で、 ・対象区域において営業継続中（営業実態あり）であり、 ・食品衛生法（昭和22年法律第233号）の規定により飲食店営業又は喫茶店営業の許可を受けた者が営業に使用する施設。
協力金	上記を満たすとともに、業種毎の感染拡大予防ガイドライン（業種別ガイドライン）等を遵守している施設。

【対象外】

- (1) 食品衛生法（昭和22年法律第233号）上、適法な、飲食店営業又は喫茶店営業の許可を取得していない事業者
- (2) 「接待を伴う飲食店」であって、風俗営業法上の許可は受けているが、食品衛生法上の飲食店営業又は喫茶店営業の許可は取得していない事業者
- (3) グループでの会話が想定されず飛沫感染のリスクの少ない「映画館、ネットカフェ、漫画喫茶、弁当屋、デリバリー、テイクアウト、キッチンカー、自動販売機等」の事業者
- (4) 通常の営業終了時間が、もとから20時以前（および営業開始が朝5時以降）の事業者
- (5) 既に廃業した事業者および以前から休業中の事業者
- (6) デリバリー・ヘルス・その他性風俗店の運営事業者
- (7) その他、店舗の運営等に関する関係法令に違反している事業者

3 協力いただいた事業者への協力金

県の要請に応じて、協力いただいた事業者に対して、「新型コロナウイルス感染症対策時短要請協力金」を支給します。

(1) 協力金の対象

県の要請に応じ、令和3年9月13日（月）から令和3年9月30日（木）まで（計18日間）の全ての期間、営業時間短縮等に協力いただいた事業者（企業規模、個人・法人の形態を問わない）。

(2) 協力金の金額

今回の協力金は、店舗の事業規模に応じて、額が決まります。

要請期間	令和3年9月13日（月）0時から9月30日（木）24時まで	
区域	措置区域（鹿児島市）	措置区域以外の全ての市町村
金額	<p>【中小企業】 売上高に応じて1店舗当たり「54万円から180万円」 ※1日当たりの協力金額（3～10万円）×要請期間（18日間）</p> <p>【大企業】（中小企業においても、この方式を選択可） 1店舗当たり「上限360万円」 ※1日当たりの協力金額（① 売上高減少額／日×0.4）×要請期間（18日間） ※ただし、①の上限は「20万円／日」</p>	<p>【中小企業】 売上高に応じて1店舗当たり「45万円から135万円」 ※1日当たりの協力金額（2.5～7.5万円）×要請期間（18日間）</p> <p>【大企業】（中小企業においても、この方式を選択可） 1店舗当たり「上限360万円」 ※1日当たりの協力金額（① 売上高減少額／日×0.4）×要請期間（18日間） ※ただし、①の上限は「20万円／日」又は、「前年度または前々年度の1日当たりの売上高×0.3」のいずれか低い方</p>

(3) 申請受付

①申請期間 令和3年10月1日（金）～11月22日（月）
(※当日消印有効)

②申請書公開 令和3年10月1日（金）13時
(県ホームページへ掲載予定)

③申請窓口 〒892-8799 鹿児島東郵便局留
鹿児島県時短要請協力金給付事業事務局

④申請方法 「申請窓口」まで申請書類を簡易書留、レターパックで郵送（※事業者毎に申請）

⑤申請書類

ア 協力金申請書【指定様式】

イ 振込先口座通帳の写し

ウ 本人確認書類（免許証の写し等）

エ 営業実態が確認できる書類（確定申告書等の写し）
オ 【店舗毎】申請する店舗の写真

力 【店舗毎】営業に必要な許可を有していることがわかる書類
(食品衛生法(昭和22年法律第233号)に基づく、飲食店営業又は喫茶店営業の許可証の写し)

キ 【店舗毎】営業時間短縮期間及び短縮した営業時間が確認できる書類（告知するポスター・チラシ、写真等）

ク 誓約書【指定様式】

ケ 売上高が確認できる書類 など

4 協力金の先渡給付

令和2年11月1日以降に協力金の受給実績のある事業者で、県の要請に応じて、協力いただいた事業者に対して、「新型コロナウイルス感染症対策時短要請協力金」を先渡給付します。

(1) 先渡申請対象

- ・ 令和2年11月1日から令和3年8月19日までの時短要請に応じていただき協力金の受給実績のある方
- ・ 全期間、県の時短要請に協力いただいた方
- ・ 時短要請期間終了後に本申請を行う方
- ・ 本申請を行う際に売上高方式を選択する方

(2) 先渡給付額

① 措置区域の方（鹿児島市）
27万円（3万円×9日）（要請期間の前半分）

② 措置区域以外の方（鹿屋市、出水市、西之表市、薩摩川内市、霧島市、奄美市、姶良市、中種子町、南種子町、喜界町、徳之島町、天城町、伊仙町、和泊町、知名町）
22.5万円（2.5万円×9日）（要請期間の前半分）

(3) 先渡申請受付（※時短要請期間終了後に必ず本申請を行ってください）

①申請期間 令和3年9月16日（木）～9月24日（金）
(※当日消印有効)

②申請書公開 令和3年9月16日（木）13時
(県ホームページへ掲載予定)

③申請方法 FAX、電子メール、郵送 のいずれかを選択

（申請窓口）鹿児島県時短要請協力金給付事業事務局

- ・ FAX 099-294-9821
- ・ 電子メール zitan@kag-manen.jp

・住所：〒892-8799 鹿児島東郵便局留

④申請書類

先渡給付申請書 [指定様式] (※添付書類は不要)

II 大規模集客施設への要請

1 営業時間短縮の要請期間

令和3年9月13日(月)0時から9月30日(木)24時まで

※ 期間中は、店頭に時短を実施することを張り紙・ポスターで掲示すること(張り紙例は後日ホームページ等で公開予定)。

2 対象となる区域

措置区域 (鹿児島市)

3 要請内容

- 不要不急の外出自粛の徹底や施設における感染を防ぐため、20時から翌日5時までの間、施設を使用しないこと。(イベント開催時及び映画館については、21時から翌日5時)
- また、入場者の整理誘導等の徹底をお願いします。

4 対象施設

(1) 対象

特措法施行令第11条第1項各号に掲げる次の施設のうち、20時以降も開業する1,000平方メートルを超える施設

施設の類型	施設の種類	施設例
イベント関連施設等	劇場等	劇場、観覧場、映画館、演芸場など
	集会場等	集会場、公会堂、展示場、貸会議室、文化会館、多目的ホールなど
	ホテル等	ホテル又は旅館(集会の用に供する部分に限る。)
イベントを開催する場合がある施設	運動施設	体育館、スケート場、水泳場、屋内テニス場、柔道場、ボウリング場、テーマパーク、遊園地、野球場、ゴルフ場、陸上競技場、屋外テニス場、ゴルフ練習場、バッティング練習場、スポーツクラブ、ホットヨガ、ヨガスタジオなど
	博物館 等	博物館、美術館、科学館、記念館、水族館、動物園、植物園など
参加者が自由	遊技場	マージャン店、パチンコ店、ゲームセンター

に移動でき、入場整理等が推奨される施設	遊興施設	など 個室ビデオ店、個室付浴場業に係る公衆浴場、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場など
	物品販売業を営む店舗	大規模小売店、ショッピングセンター、百貨店、家電量販店など(生活必需物資を除く)
	サービス業を営む店舗	ネイルサロン、エステティック業、リラクゼーション業など(生活必需サービスを除く)

5 協力いただいた事業者への協力金

県の要請に応じて、協力いただいた事業者に対して、「新型コロナウイルス感染症対策時短要請協力金」を支給します。

(1) 協力金の対象

県の要請に応じ、令和3年9月13日(月)から令和3年9月30日(木)まで(計18日間)の全ての期間、営業時間短縮等に協力いただいた事業者(企業規模、個人・法人の形態を問わない)。

(2) 協力金の金額

【集客施設】

対象床面積1,000m²毎に
20万円×時短率(※)×時短日数

【集客施設のテナント】

対象床面積100m²毎に
2万円×時短率(※)×時短日数

(※) 時短率：時短した時間／本来の営業時間

(3) 申請受付

①申請期間 令和3年10月1日(金)～11月22日(月)
(※当日消印有効)

②申請書公開 令和3年10月1日(金)13時
(県ホームページへ掲載予定)

③申請窓口 〒892-8799 鹿児島東郵便局留
鹿児島県時短要請協力金給付事業事務局

④申請方法 「申請窓口」まで申請書類を簡易書留、レターパックで郵送(※事業者毎に申請)

6 お問い合わせ先

(1) 県民の方

① 「時短要請」については

コロナ相談かごしま

・電話番号 099-833-3221

② 「協力金」については

鹿児島県時短要請協力金給付事業事務局

・電話番号 099-295-0286

・受付時間 9:00~17:00 (平日)

(2) 報道機関の方

鹿児島県新型コロナウイルス感染症対策室

電話番号 099-286-3376

